

## [事案 2024-100] 新契約取消請求

・令和7年1月31日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-99] の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年7月に代理店を通じて契約し、令和5年10月に解約した米ドル建変額終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)家のリフォームをするためにお金が必要であり、1年経ったら本契約を解約すると伝えられたところ、募集人から、契約から1年経ったら解約してもよい、外貨で元本保証であるとの説明を受けた。
- (2)為替リスクはあるが、今後は円安になると断定的に説明された。
- (3)解約控除・市場価格調整等の説明もなされず、契約締結前交付書面は一切受け取っておらず、意向確認書の内容のチェックは募集人が勝手に行った。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、募集時に、申立人に対して、15年後に外貨で元本保証であることや、為替リスク・市場価格調整等も含めて、本契約の内容を説明した。
- (2)募集人は、募集時に、家のリフォームのため1年後に解約する予定といった話は聞いておらず、また、1年後に解約しても元本が保証されるなどと説明した事実はない。
- (3)募集人は、契約時に、申立人にご契約のしおり・約款、契約締結前交付書面等を交付した。意向確認書についても、募集人が読み上げたうえで、申立人がチェックし署名している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集に関する経緯等を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。